

インターネットバンキングサービスの定期預金取引（Q&A）

Q1 インターネットバンキングで定期預金取引をするにはどうしたらよいですか？

(1) インターネットバンキングサービスのご契約が無い方

お取引店の窓口で、インターネットバンキングサービスの新規契約を行ってください。ご契約の際には「総合口座通帳（もしくは普通預金通帳と定期預金通帳）」が必要となりますので、お取引が無い場合は併せて口座開設を行ってください。

「しょうしんインターネットバンキングサービス申込書」をご提出後、1～2週間程度で当組合よりご利用案内等が郵送されますので、初期設定を行ってください。メニュー画面より定期預金のお取引がご利用いただけます。

(2) 既にインターネットバンキングサービスのご契約がある方

お取引店の窓口で、インターネットバンキングサービスの契約口座として、定期預金口座を登録するためのお手続きを行ってください。「総合口座通帳の定期（もしくは定期預金通帳）」のお取引が無い場合は併せて口座開設も行ってください。

「しょうしんインターネットバンキングサービス申込書」をご提出後、2～3営業日後にインターネットバンキング画面上に定期預金口座が登録されます。

(3) 既に通帳式定期預金（総合口座定期預金を除く）のお取引がある方

お手続きについてはお取引店の窓口にお問い合わせください。

Q2 インターネットバンキングで預入できる定期預金は？

インターネットバンキングでお預け入れいただける定期預金商品は、「IB定期預金」などの「IB」の名称がつく定期預金となります。詳しくは当組合ホームページをご覧ください。

Q3 預入操作を行った定期預金はいつ作成されますか？

定期預金取引は当日付のお手続きはできません。預入操作の際には、翌営業日以降の日付で預入日をご指定いただきます。預入指定日にご指定の口座から資金を引き落として定期預金の作成を行います。

土・日・祝日に預入操作を行う場合は、最短で翌営業日を預入指定日として予約することができます。

Q4 予約した内容を変更・取消したい。

「ご依頼内容の照会・取消」にて「受付中」となっている当日操作の取引のみお手続きいただけます。

Q5 預入操作を行ったが、預入指定日前日までに引落口座への入金ができなかった。

預入指定日にご指定の口座から資金を引き落として定期預金の作成を行うため、預入指定日に残高不足によりお手続きができなかった場合、預入取引は不成立となります。ご指定の口座への入金により残高のご準備をしていただき、もう一度定期預金預入のお手続きをしてください。

Q6 預入操作を行った明細の更新はいつ行われますか？

定期預金の残高明細照会はリアルタイムの更新ではありません。明細の更新は預入指定日の翌営業日午前8時頃となります。なお、定期預金の依頼内容照会・取消、引落口座の残高照会・入出金明細照会はリアルタイムで反映されます。

Q7 定期預金の預入取引後に通帳の記帳はできますか？

預入指定日に送信される処理完了のEメール受信以降、お手続きをいただいたご契約口座の通帳に記帳ができます。

通帳の記帳は、当組合各店舗の窓口やATM（休日除く）で可能です。

Q8 窓口で手続きした定期預金についての照会や解約はインターネットバンキングでできますか？

ご契約口座として登録されている総合口座定期預金（もしくは通帳式定期預金）であれば、照会のみ可能です。

解約については、お取引店の窓口でお手続きください。

Q9 満期前に中途解約はできますか？

原則として満期を迎えるまでは解約できません。やむを得ない場合のみ解約操作でのお手続きをお願いいたします。

Q10 インターネットバンキングで契約した定期預金の解約は窓口でもできますか？

原則、インターネットバンキングの操作によるお手続きとなります。しかし、諸事情により操作できない場合は取引店の窓口でもお手続き可能です。通帳、お届印、本人確認資料をご持参ください。

Q11 満期解約予約はいつまでに行えばよいですか？

定期預金預入完了後から満期日の2営業日前までが満期解約予約ができる期限となります。期限を過ぎて解約をご希望される場合は、解約操作での手続きをお願いいたします。

Q12 満期解約予約をしたが、指定日の何時ごろに入金されますか？

指定日中に手続きを致しますが、順番に手続きをしますので、明確な時間は申し上げられません。入出金明細等でご確認ください。

Q13 満期解約した資金はどの口座へ入金されますか？

満期解約予約操作時に、入金口座を選択できますが、総合口座定期預金の入金口座は、総合口座の普通預金のみとなります。

Q14 定期預金取引の案内はされますか？

「預入・解約・満期解約予約」の取引受付時、処理完了時、処理不能時にEメールを送信します。なお、解約を行った場合の「預金計算書」の郵送等によるご提供は行っておりませんので、記録が必要なお客様は印刷・画面コピー等により保存してください。

Q15 インターネットバンキング定期預金の相続手続きはどのようになりますか？

インターネットバンキング定期預金（「IB」の名称がつく定期預金）は相続による「名義変更」ができませんので、相続手続きの際は「中途解約」によるお取扱いとなります。

Q16 インターネットバンキング契約自体の解約や出資の脱退を行うと、インターネットバンキング定期預金はどうなりますか？

インターネットバンキング定期預金（「IB」の名称がつく定期預金）は、「インターネットバンキングでの定期預金口座契約および出資金1万円以上加入」が条件の特別な定期預金のため、条件を満たさなくなったら「中途解約」によるお取扱いとなります。